

新型コロナウイルス対応施策一覧:オーストラリア

株式会社三菱総合研究所

《伝播の抑制》

項目	適用開始日	内容	URL	閲覧日
モニタリング	1月21日	ニューサウスウェールズ州は、中国武漢からの帰国者（旅行者）への健康アドバイスを提供。 ・武漢帰国者（旅行者）への連邦バイオセキュリティによる監視 ・注意すべき症状、発症期間等に関する情報提供、助言	https://www.health.nsw.gov.au/news/Pages/20200121_00.aspx	5月18日
	3月3日	ビクトリア州保健省は、州政府は現在新型コロナ感染防止策として、以下の事柄を実施していると報告した。 ・感染の発生を監視調査し、ウイルスに関する正確な情報を適時に分析共有する。 ・連邦政府と共同で、プライマリケアセクターが患者の治療に必要な知識、対応能力、キャパシティがあるか確認する。 ・患者の治療に適切な臨床知識、対応能力を確保する。 ・感染リスクのあるグループと感染を防止する方法について話し合う。 ・コロナウイルス感染の病院の需要増加に備え、管理体制を準備する。 また600万ドルを投入し、ピーター・ドハティエ感染・免疫研究所とバーネット研究所で、新型コロナの新たな治療法やワクチンに関する研究を進めている。	https://www.premier.vic.gov.au/victoria-taking-action-to-fight-covid-19/	5月13日
	3月16日	保健省責任者による指示：ビクトリア州では、2020年3月16日から2020年5月11日までコロナウイルス（COVID-19）による緊急事態を宣言。 ・行動制限（No.4）企業などに制限を課し、文化・娯楽活動を制限。2020年4月17日に制限付き行動自粛指示（4）が施行、制限付き行動自粛指示（3）に置き換わり。	https://www.dhhs.vic.gov.au/state-emergency	5月13日
	3月20日	ニューサウスウェールズ州は、帰港したクルーズ船乗客のコロナウイルス検査を実施。 ・クルーズ船の乗客全員に対しコロナウイルス検査を実施、陰性であっても自宅または宿泊施設にて14日間の隔離を要請。	https://www.health.nsw.gov.au/news/Pages/20200320_03.aspx	5月18日
	4月14日	SMSでより迅速なCOVID-19結果を提供。 ・専門ラボに検体が到着し臨床検査完了後6時間以内に、SMS通知ソリューションを使用してテスト結果を受信。	https://www.nsw.gov.au/news/sms-delivers-faster-covid-19-results-nsw#	5月18日
	4月21日	豪政府は、現在国内の新型コロナ感染者の92%を特定しており、他国と比較した推定値は84%と非常に高いと発表。	https://www.pm.gov.au/media/update-coronavirus-measures-210420	5月12日
	4月24日	ニューサウスウェールズ州政府は、PCR検査の実施数をこれまで倍の1日8,000件に増やし、新型コロナの症状（熱、咳、倦怠感、喉の痛み、息切れ）がある場合は検査を受けるように促している。	https://www.nsw.gov.au/news/covid-19-testing-to-double-anyone-symptoms-can-now-be-tested	5月11日
	4月26日	豪政府は、新型コロナの感染拡大防止策として、感染者との接触した人を早期に確認することが可能なアプリ「COVIDSafe」のサービスを開始し、国民にダウンロードするよう呼び掛けている。	https://www.pm.gov.au/media/covidsafe-new-app-slow-spread-coronavirus	5月8日
	4月27日	ビクトリア州では、今後2週間で新型コロナのPCR検査を最大10万人に対して行う大規模なキャンペーンを実施する。ダニエル・アンドリュース州首相とジェニー・ミカコフ保健相は、検査の実施数を拡大し、規制緩和を決定する目安にしたい考え。	https://www.premier.vic.gov.au/major-coronavirus-testing-blitz-targets-100000/	5月8日
	5月3日	ニューサウスウェールズ州のブラッド・ハザード保健相は、これまで結果の確認に24~48時間掛かっていたPCR検査について、州内29カ所の検査所に感染状況を60分で確認可能な検査キットを配布したと発表した。	https://www.nsw.gov.au/news/covid-19-results-now-available-60-minutes	5月11日
	5月8日	政府は、新型コロナの新規感染者がこの1週間大きく減少しており、内閣は緊急事態宣言の解除に向けた話し合いを行っていることを報告した。措置の解除に向けたロードマップでは、3段階に分けて行動制限を緩和していくことが示されている。	https://www.pm.gov.au/media/update-coronavirus-measures-08may20	5月11日
	6月12日	豪政府は、新型コロナの感染状況について、感染者の抑制とPCR検査の実施が継続されているとし、感染防止に係る規制の段階的な解除は7月に完了する見込みだと発表した。またより多くの人が新型コロナ感染者との接触者追跡を行うアプリをダウンロードするよう呼び掛けた。	https://www.pm.gov.au/media/update-coronavirus-measures-12june20	6月15日
	7月6日	ビクトリア州政府は、複数の機関の協力を得て、ロックダウンを行っている2カ所の公共住宅に、食事や生活必需品等の配達を行っている。また居住者にPCR検査を実施するほか、医療面での支援として、医療従事者、一般医（GP）および看護師による緊急事態管理ユニットを立ち上げ、オンラインで薬物療法や医療・薬を提供している。	https://www.premier.vic.gov.au/supporting-public-housing-residents-through-quarantine/	7月6日
	7月9日	ビクトリア州政府は、豪フレミングトンおよび北メルボルンの公共住宅で大々的なPCR検査を実施した結果、北メルボルンで少なくとも全体の11%に当たる53人の陽性者が確認されたと発表した。今回検査を受けた2,515人のうち、陽性者は158人になっている。現在陽性者との濃厚接触者の特定を行っているが、感染拡大が見られたメルボルンのアルフレッド通り33番地では、住民全員が濃厚接触者と見なされ、14日間の自己隔離が義務づけられる。	https://www.dhhs.vic.gov.au/updates/coronavirus-covid-19-stage-3-restrictions-flemington-and-north-melbourne-estates	7月10日
	7月10日	ニューサウスウェールズ州政府は7月10日、2020年1月以降に同州で実施されたPCR検査数が100万件を超えたと発表した。グラデイス・ベレジクリアンNSW州首相は、一度検査を受けた際に陰性であっても、新型コロナの症状があれば再度検査を受けてほしいと話している。また、ブラッド・ハザード保健相は、病理検査室（Health Pathology）が検査の6割を担っており、1日の実施数が平均7,500件であったとして、その激務を称えた。	https://www.nsw.gov.au/media-releases/one-million-covid-19-tests-but-no-room-for-complacency	7月12日
	7月10日	豪内閣は7月10日開催の会議で、新型コロナの新規感染者は、ビクトリア州を除くすべての州および準州で継続的に低下しており、またPCR検査の実施数も高数値を維持しているとの報告が行われた。その一方で、一部でソーシャルディスタンスを怠るなどの気の緩みが見受けられ、またビクトリア州で感染が拡大していることから、ワクチンまたは効果的な治療が出来るまではソーシャルディスタンスは不可欠だとの意見が出された。	https://www.pm.gov.au/media/national-cabinet	7月13日
	8月17日	豪政府は、新型コロナで精神的なダメージを受けたビクトリア州民を支援するため3,190万ドルを拠出し、同州に15カ所のメンタルヘルスクリニックを開設することを発表した。この支援金のうち、2,690万ドルがクリニックの建設（グレーター・メルボルンに9カ所、メルボルン郊外に6カ所）に充てられ、残りの500万ポンドで、物理的な孤立により摂食障害に陥った人を支援する電話相談窓口等のサービス向上に取り組む予定。	https://www.pm.gov.au/media/new-mental-health-clinics-support-victorians-during-covid-19-pandemic	8月18日

新型コロナウイルス対応施策一覧:オーストラリア

株式会社三菱総合研究所

項目	適用開始日	内容	URL	閲覧日
	8月18日	豪政府は、英アストラゼネカ社とオックスフォード大学が開発中の新型コロナ用ワクチンの供給を受けることで合意したと発表した。ワクチン完成後は、オーストラリアの国民2,500万人が無料でワクチンを接種することが可能となる見込み。政府はまた、他の企業ともワクチン供給に関する話し合いを継続し、自国でのワクチン研究の支援を行う意向である。オーストラリアは、国内外の新型コロナのワクチン研究、治療、医薬品に対し3億3300万ドルを拠出し、資金面でも大きく貢献しており（その内ワクチンは2億5600万ドル）、またクイーンズランド大学によるワクチン研究・製造には500万ドルを充てている。	https://www.pm.gov.au/media/new-deal-secures-potential-covid-19-vaccine-every-australian	8月19日
	9月4日	豪内閣は9月4日開催の会議で、連邦政府、州および準州が一致団結して協力しあい、新型コロナ感染拡大により悪化した経済を立て直す道筋を見出す必要があると合意した。それにより、連邦政府、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、クイーンズランド州、南オーストラリア州、タスマニア州、ノーザンテリトリー、そしてオーストラリア州都特別地域（ACT）は、原則としてクリスマスまでにオーストラリアでの海外との往来を再開させるための新たな計画を策定することになった。本計画は2020年5月に公表された3段階の活動再開計画に基づいて定められ、より細かな事柄については次回の会議で提出される予定。	https://www.pm.gov.au/media/national-cabinet-040920	9月7日
	9月5日	ビクトリア州保健福祉省は、国の調査プログラムの一環として、州内の各所で下水に新型コロナのウイルスが含まれているか分析した結果、9月1日にアポロ湾の汚水処理施設で採取したサンプルで実施した予備試験の結果、微量のウイルスが検出されたと報告した。直近数週間以内に付近のコミュニティーで陽性者は出ていないが、近隣の住人で少しも症状のある人は検査を受け、結果が判明するまで外出を自粛することが求められている。	https://www.dhhs.vic.gov.au/coronavirus-viral-fragments-detected-apollo-bay-wastewater	9月7日
	9月7日	豪政府は、新型コロナのワクチンについて、製薬会社と供給・製造に係る17億ドル規模の契約を締結し、英オックスフォード大学とアストラゼネカ社、そしてクイーンズランド大学とCSL社から、8,480万回分のワクチンが供給される予定であることを発表した。第一段階として、2021年1～2月に380万回分のワクチンが供給される見通しとなっているオックスフォード大学とアストラゼネカ社は、現在臨床試験の第3段階まで進んでおり、現時点で特に大きな問題は生じていないという。	https://www.pm.gov.au/media/australia-secures-onshore-manufacturing-agreements-two-covid-19-vaccines	9月8日
	9月14日	ニューサウスウェールズ州では、新型コロナ感染防止用の新たなアプリを導入する。本アプリでは、QRコードを用いることにより顧客情報の取得と入店手続きの簡潔化が期待され、また陽性者との接触者を追跡する必要が生じた場合に迅速なコンタクトが可能となる。同アプリの試験的な使用は既に実施済みで、NSW州政府は最新版のアプリをダウンロードするように呼び掛けている。	https://www.nsw.gov.au/news/service-nsw-check-app-rolls-out-statewide	9月17日
	9月17日	豪政府は、新たに20億ドル超を拠出し、自宅での新型コロナの医療・支援を受ける患者へのサービスを6か月間延長し、2021年3月末まで継続することを発表した。これにより、医療保険適用の遠隔治療および病理学診断サービス、一般医（GP）による呼吸器科の診療、自宅への医療品の配達、公共および民営医療機関等によるサービスが継続される。	https://www.pm.gov.au/media/2-billion-extend-critical-health-services-across-australia	9月18日
	9月21日	ニューサウスウェールズ州政府は9月21日、新型コロナ感染拡大する中安全に夏を過ごすための夏の安全計画（COVID Safe Summer Plan）の概要を発表した。本計画では、現行の公衆の健康に関する命令、ルールおよび規則を支援する以下の5項目が柱となっている。 1) 10月初旬から、緑地および利用者の多い公共スペースに、安全な距離を確保するための目印をつける 2) 全てのビーチ利用者に、同世代以外の人の距離を、ビーチタオルの長さ分（1.5メートル）開けることを呼びかける 3) 緑地および公共スペースでの安全なイベントの夏期プログラムの実施 4) 地域の事業者に対する戸外での食事提供の促進 5) 新たな地域キャンペーンで地方自治体と連携し、コミュニティーに代替の娯楽用公共スペースを提供する	https://www.nsw.gov.au/media-releases/launch-of-covid-safe-summer-plan	9月23日
入国者の隔離	3月16日	すべての海外から豪州への入国者については、3月15日深夜23時59分から14日間の自己隔離措置が義務付け。	https://www.pm.gov.au/media/coronavirus-measures-endorsed-national-cabinet	5月14日
	3月20日	ニューサウスウェールズ州は、帰港したクルーズ船乗客のコロナウイルス検査を実施。 ・クルーズ船の乗客全員に対しコロナウイルス検査を実施、陰性であっても自宅または宿泊施設にて14日間の隔離を要請。	https://www.health.nsw.gov.au/news/Pages/20200320_03.aspx	5月18日
	3月28日	3月28日深夜23時59分から到着空港の所在地にある指定された宿泊施設での強制的な自己隔離を義務付け。	https://www.homeaffairs.gov.au/news-subsite/files/COVID19-travel-restrictions-japanese.pdf	5月15日
	6月26日	豪州国家保健保護委員会（AHPPC）は、3月28日から義務化している、オーストラリアへのすべての入国者による14日間のホテルでの隔離について、当面の間継続するものとし、今後は各州および準州の管轄地区で、ホテルでの隔離中に最初の48時間以内に1回、そして10～12日目に1回程度のPCR検査を行うことを提言している。AHPPCはまた、ホテルでの隔離を長期間継続するのは難しいとし、将来的には代替案を検討する考えを示した。	https://www.health.gov.au/news/australian-health-protection-principal-committee-ahppc-statement-on-hotel-quarantine	6月29日
	7月8日	豪政府は、ニューサウスウェールズ州から同国へ入国し、ホテルで自己隔離を行う海外渡航者の数を1日450人以下、一便につき50人以下の制限を課す。ホテルでの自己隔離は3月29日から、NSW州警察および保健省、豪国防軍の協力の下で実施されており、渡航者は自己隔離の2日目と10日目にPCR検査を受けることも義務づけられている。	https://www.nsw.gov.au/news/quarantine-limits-for-overseas-arrivals-nsw	7月10日
	7月12日	ニューサウスウェールズ州では、帰国した海外渡航者が14日間の自己隔離を行うホテルの宿泊費を、これまで州の税金で大半を賄い6,500万ドルが支出されたが、今後は隔離を行う側が費用の一部を負担することになる。負担額は、大人1人3,000ドル、1人追加毎に大人1,000ドル、子供の場合は500ドル（3歳以下は無料）となる。	https://www.nsw.gov.au/media-releases/nsw-to-charge-returned-international-travellers-for-hotel-quarantine	7月13日
	7月14日	豪政府は、更に国防軍1,000人を新型コロナ対応の支援のためビクトリア州に配置することを発表した。同政府は、緊急事態管理委員長やビクトリア州警察の警視総監と軍の活動内容について検討しているが、州管理センターでの業務、接触者追跡データの管理・分析、そして食料品や物資の供給等の支援に当たる予定である。	https://www.pm.gov.au/media/more-australian-defence-force-personnel-join-victoria%E2%80%99s-coronavirus-response	7月15日
入国制限	3月20日	オーストラリアへの渡航は、オーストラリア国籍者および永住者と、その近親者に限定。	https://www.homeaffairs.gov.au/news-subsite/files/COVID19-travel-restrictions-japanese.pdf	5月15日

新型コロナウイルス対応施策一覧:オーストラリア

株式会社三菱総合研究所

項目	適用開始日	内容	URL	閲覧日
	7月19日	豪連邦政府は、感染拡大防止のため、7月20日午前12時1分からシドニーに到着する海外渡航者の人数を1日最大350人に制限をする決定を下した。今回決まった最大人数は、7月5日に開始した同様の人数よりも100人少ない。グラディス・ベレジリアンNSW州首相は、今回の決定はニューサウスウェールズ州の人々の健康と安全を守るために必要だとしている。	https://www.nsw.gov.au/media-releases/nsw-sets-new-airport-arrival-limits	7月20日
	9月18日	内閣府は9月18日開催の会議で、感染拡大の第2波が生じていたビクトリア州を含め、国内8つの州および準州において新型コロナの新規感染者数が減少しているとし、海外で足止めされているオーストラリアへの帰国者数の一日の上限を増やすことを発表した。また10月1日から国内線の利用者の連絡情報（指名、メールアドレス、携帯電話番号、滞在州）の提供の義務化が推進される。	https://www.pm.gov.au/media/national-cabinet-18sep20	9月23日
出国制限	-	-	-	
施設使用制限	3月25日	首相がメディア向けの声明を発表。 ○3月25日11時59分PMから下記施設についての使用禁止措置。 ・遊び場（屋内、屋外） ・ギャラリー、美術館、国立機関、史跡 ・図書館、コミュニティセンター、ユースセンター ・地方自治体の重要でない施設とサービス（図書館やプールなど） ・コミュニティ施設（コミュニティホール、クラブ、RSL、PCYCなど）。	https://www.pm.gov.au/media/update-coronavirus-measures-24-March-2020	5月18日
	3月30日	首相がメディア向けの声明を発表。 ○プレイグラウンド、スケートボード場、屋外のジム等の屋外施設の閉鎖	https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100023087.pdf https://www.pm.gov.au/media/national-cabinet-statement	5月18日
	4月29日	ニューサウスウェールズ州政府は、新型コロナ感染拡大防止策として、州内の交通機関、学校、職業訓練専門学校（TAFE）の公共施設の清掃、消毒作業を行う業者への費用として2億5,000万ドルを拠出する。	https://www.nsw.gov.au/news/250-million-cleaning-stimulus-package-to-help-stop-spread-of-covid-19	5月11日
	6月1日	ビクトリア州政府は、5月31日午後11時59分から、州内の規制を段階的に解除することを発表した。なお、良い衛生状態を保って感染を防ぎ、他人との距離を保ったり、具合が悪い場合は家に留まるように注意を促している。学校は5月26日から段階的な登校が再開され、6月22日に更なる規制緩和が行われる予定である。	https://www.dhhs.vic.gov.au/victorias-restriction-levels-covid-19	5月26日
	6月15日	ニューサウスウェールズ州では6月15日から公立学校の一部の活動が再開される。これにより校内での、外部の音楽や演劇の講師によるレッスン、ダンス学校等の地域活動を目的とした施設の利用、そして早期介入プログラムや外部のカウンセリング事業等の支援サービスの実施が可能となる。また学校対抗の試合、コンタクトスポーツ等の学校のスポーツ活動は、コミュニティスポーツと同様に7月20日から再開可能となる。ただし遠足、キャンプ、オンサイトの保護者イベントは、引き続き自粛対象となっている。	https://www.nsw.gov.au/news/covid-19-restrictions-ease-at-nsw-public-schools	6月16日
	8月5日	豪政府は、新型コロナの感染が拡大しているビクトリア州の世帯および保育事業の支援のため、メルボルンの子供に8月5日から6週間保育施設へ行くことを休止するように要請し、同施設での重篤化リスクの高い子供等への保育サービスの継続のために3,300万ドルを投じることを決定した。保育施設の利用を休止する世帯は、休止中の料金は無料となるが、政府は保育事業の補助金（CCS）から料金の85%を支給する。	https://www.pm.gov.au/media/support-victorian-families-childcare-workers-and-services	8月11日
	9月24日	ニューサウスウェールズ州の保健相、および教育相は、同州の感染者が減少していることを考慮して、コミュニティスポーツ、集団での音楽演奏（合奏・合唱）、学校のキャンプ活動、結婚式でのダンスに関する規制を緩和し、部分的な再開を許可すると発表した。またコミュニティの語学学校では、対面での授業が再開され、学校間でのアクティビティも9月26日から感染予防措置を講じれば、実施することが可能となる。	https://www.nsw.gov.au/news/school-sport-and-music-restrictions-relaxed	9月28日
営業・経済活動の制限（強制力、罰則なし）	-	-	-	
営業・経済活動の制限（強制力、罰則あり）	3月15日	ニューサウスウェールズ州保健省は、公衆衛生法に基づき、500人を超える人が参加する主なイベントのキャンセルを命令。 ・従わなかった個人は最高6か月の懲役または最高\$ 11,000またはその両方の罰金の可能性があり、さらに犯罪が継続する日ごとに追加の罰則が科される。企業はさらに厳しい罰金。	https://www.health.nsw.gov.au/news/Pages/20200315_02.aspx	5月18日
	3月16日	オーストラリアで3月16日深夜12時に、新型コロナ感染拡大により、4週間に亘る緊急事態宣言が発出された。 ・日常生活に不可欠な交通機関、食料品を扱う市場、職場、学校、専門学校（TAFE）、大学は開いたままとするが、500人超の集会や授業は中止とする。 ・規則に違反した場合は、個人には最大20,000ドル、企業には最大10万ドルの罰金が課せられる。	https://www.premier.vic.gov.au/state-of-emergency-declared-in-victoria-over-covid-19/	5月13日
	3月18日	首相がコロナウイルス（COVID-19）の蔓延からオーストラリア社会を保護するための新しい措置と制限を発表。 ・必須でない屋内の集まりを最大100人に制限すること。 ・野外集会の最大500人の制限。 ・ANZACの日の記念式典のキャンセル	https://www.health.gov.au/news/latest-statement-on-coronavirus-covid-19-from-the-prime-minister	5月14日
	3月23日	首相が National Cabinet で合意した措置を発表。 ○2020年3月23日正午より、下記施設は開店を制限。 ・バブ、登録および認可されたクラブ（これらの会場に付属するボトルショップを除く）、ホテル（宿泊施設を除く） ・ジムと屋内スポーツ会場 ・映画館、娯楽施設、カジノ、ナイトクラブ ・レストランやカフェは持ち帰りや宅配に限定 ・宗教的な集まり、礼拝所または葬式（閉ざされたスペースおよび非常に小さなグループ以外の場合、4平方メートルごとに1人のルールが適用）	https://www.pm.gov.au/media/update-coronavirus-measures-220320	5月18日

新型コロナウイルス対応施策一覧:オーストラリア

株式会社三菱総合研究所

項目	適用開始日	内容	URL	閲覧日
	3月25日	首相がメディア向けの声明を発表。 ○3月25日11時59分PMから、下記施設の営業禁止措置。 ・カフェ、フードコート（持ち帰り、宅配は例外） ・オークション、不動産オークションとオープンハウス ・市場は各準州、州の判断（ただし食品の市場は継続） ・美容室、床屋（ただし最大30分かつ4平方メートルあたり1人のルールが適用されれば除外） ・美容療法、日焼け、ワックス、ネイルサロン、タトゥーバーラー、スパ、マッサージ ・映画、ナイトクラブ ・カジノ、ゲーム、キャンブルの会場 ・ストリップクラブ、風俗業 ・コンサート会場、劇場、アリーナ、講堂、スタジアム（ただしソーシャルディスタンスが確保されていれば少人数のグループによるパフォーマンスのライブストリーミングは除外） ・遊園地、アーケード ・ホテル、ホステル、B&B、キャンプ場、キャラバンパーク、下宿は、各州および準州の判断	https://www.pm.gov.au/media/update-coronavirus-measures-24-March-2020	5月18日
	4月9日	首相がメディア向け声明を発表。 ・内閣府は、連邦、州およびテリトリ政府が、国内のサプライチェーンに欠かせない巡航を除く船員の職場への移動を認めることを決定。 ・国際線乗組員は今後、自宅や宿泊施設でフライト終了後から次のフライトまでの間、または14日間（どちらかより短い期間で）自己隔離を行うものとする（国内線は必要なし）。 ・州およびテリトリ政府は、新型コロナ感染拡大により経済的負担を強いられる世帯および小規模事業者に対し、電気・ガス・水道料金の支払いの猶予やサービス継続等の措置を講じることを決定した。 ・連邦政府は、国内の食料品供給にとって重要な農業従事者に関し、ピザの期限の調整や、PCR検査実施などに取り組んでいる。	https://www.pm.gov.au/media/update-coronavirus-measures-3	5月13日
	5月15日	ニューサウスウェールズ州政府は、5月15日から、人数の上限を設けたうえで、戸外での集会、レストラン・カフェの営業、結婚式・葬式の実施の規制を解除することを発表した。	https://www.nsw.gov.au/news/nsw-to-ease-covid-19-restrictions-from-friday-15-may	5月11日
	5月18日	ニューサウスウェールズ州では、6月1日に移動制限が撤去され、州内を旅行することがとなる。このため多数のキャラバンパークやキャンプ場が営業を再開し、旅行者は事前に予約して利用することができる。	https://www.nsw.gov.au/news/holiday-travel-restrictions-to-be-lifted-from-1-june-2020	5月19日
	5月22日	美容・ネイルサロンも6月1日から、スタッフと客を含めて4四方メートル内に一人、一度に入店人数を最大10人として営業を再開することが可能となる。	https://www.nsw.gov.au/media-releases/beauty-and-nail-services-can-recommence-june-1	5月25日
	5月22日	ニューサウスウェールズ州政府は6月1日から、パブ、クラブ、カフェ、レストランに、4四方メートルに1人というルールと厳格なソーシャル・ディスタンスのガイドラインに基づいて、最大50人の客を受け入れることを許可する。	https://www.nsw.gov.au/media-releases/nsw-government-to-open-pubs-clubs-cafes-and-restaurants-to-50-patrons	5月25日
	6月1日	ビクトリア州政府は、5月31日午後11時59分から、州内の規制を段階的に解除することを発表した。 なお、良い衛生状態を保って感染を防ぎ、他人との距離を保ったり、具合が悪い場合は家に留まるように注意を促している。 6月1日からは社会的なイベントや式典、フィットネス、運動、レクリエーション、個人的サービス、カフェ・レストラン、旅行・娯楽、文化的活動、エンターテインメントの規制緩和が始まる。また6月22日に更なる規制緩和が行われる予定である。	https://www.dhhs.vic.gov.au/victorias-restriction-levels-covid-19	5月27日
	6月1日	ニューサウスウェールズ州では、6月1日から以下の活動再開が可能となる。州政府は営業を再開する事業者に対し、従業員や顧客の安全を守るためのガイドラインを定めている。 ・パブ、クラブ、カジノ、カフェ、レストランの店内の飲食スペースの再開（利用者最大50人） ・NSW州内の休暇旅行 ・礼拝、葬式（参加者最大50人） ・結婚式（ゲスト最大20人） ・動物園、水族館、爬虫類公園の再開 ・美容サロン、ネイルバー、日焼けサロン、脱毛サロンの再開 ・キャンプ場、キャラバンパークの再開 ・美術館、ギャラリー、図書館の再開	https://www.nsw.gov.au/news/new-covid-19-restrictions-place-across-nsw	6月2日
	6月2日	ニューサウスウェールズ州では6月13日から以下の事業が再開する。なおいずれの場合も4四方メートル当たり1人というルールが適用される。 ・フィットネスクラブ、スポーツジム、ピラテス・ヨガ・ダンススタジオ（1クラス最大10人、屋内施設内に最大100人） ・娯楽施設等のコミュニティセンター ・プールやサウナ等の屋内の娯楽施設（利用人数の制限が必要） ・タトゥー、マッサージ店（入店人数最大10人） また18歳以下の児童のスポーツおよびコミュニティスポーツの試合は7月1日からの再開、成人のコミュニティスポーツ活動の開始日は未定となっている。	https://www.nsw.gov.au/news/gyms-and-kids-sports-to-reopen-across-nsw	6月2日
	6月9日	ニューサウスウェールズ州政府は、新型コロナ感染拡大後に事業を再開した8,000超の事業者に対し、安全に営業を行うためのチェックリストを作成・公開し、同リストをダウンロードして活用することを求めている。チェックリストはカフェ・レストラン、スポーツ施設、図書館等の業種別に分かれており、事業者のスタッフや顧客の安全やソーシャルディスタンスの確保、利用者記録等の項目について確認事項が明記されている。	https://www.nsw.gov.au/media-releases/nsw-government-launches-covid-check-for-businesses	6月10日
	6月13日	ニューサウスウェールズ州では、6月13日から、更なる規制緩和により、フードコートの営業再開が可能となる。4四方メートルに1人のスペース確保、各飲食エリアの利用人数は最大50人、そして衛生管理と消毒の徹底等の感染防止策を取る必要がある。	https://www.nsw.gov.au/media-releases/further-restrictions-to-ease-on-saturday	6月10日

新型コロナウイルス対応施策一覧：オーストラリア

株式会社三菱総合研究所

項目	適用開始日	内容	URL	閲覧日
	6月22日	ビクトリア州では、6月22日（6月21日23時59分）に、経済的、および社会的な行動規制の更なる緩和が行われる。 ①地域事業：図書館を含む公共施設は各スペースの利用者最大20人から50人へ増加、グループの人数は最大20人。 ②レストラン・カフェ：閉鎖された空間では利用客最大50人（または4四方メートル当たり1人）、座席制の場合はアルコールのみの提供も可。 ③旅行：キッチンやトイレ等の共有設備の利用再開。 ④娯楽・文化：屋内のギャラリー、美術館、国の施設、歴史的施設の利用客は最大50人。動物園、戸外のアミューズメントパークおよびアーケード街は、各敷地面積を考慮して上限を定め、屋内のスペースは50人（または4四方メートル毎に1人）、グループの人数は最大20人。屋内の映画館、コンサート会場、劇場、公会堂は、入場者数最大50人（または4四方メートル当たり1人）。 ⑤スポーツ・エクササイズ：屋内のスポーツおよびレクリエーション活動、および運動施設の再開が可能となり、各スペース（区画）の利用者は最大20人、グループの最大人数は10人。すべての利用者が18歳以上の場合は人数制限なし。	https://www.dhhs.vic.gov.au/victorias-restriction-levels-covid-19	6月16日
	7月1日	ニューサウスウェールズ州では、7月1日に成人のコミュニティスポーツの自粛が解除される。スタジアム等では飲食店やバブ、クラブと同様に以下の安全策を講じる必要があり、現時点ではスタンドに観客は入れない。 ・新型コロナ安全策の策定・順守 ・限られた人数での運営（4四方メートルに1人のスペース確保、飲食エリアの利用人数は最大50人（スタッフを除く）） ・施設への入場者の連絡先の記録	https://www.nsw.gov.au/news/adult-community-sport-to-recommence-nsw	6月11日
	7月1日	ニューサウスウェールズ州では7月1日から、以下の新型コロナに係る規制緩和が行われる。 ・屋内施設の入場者数は、4四方メートル毎に1人の割合で、上限は設けない（全ての活動は座席制とする）。 ・収容可能人数が4万人以下の戸外施設における文化およびスポーツイベントは、通常の収容人数の最大25%での開催が可能となる。イベントはチケットおよび座席制で、厳重なガイドラインに従わなければならない。 ・温情的な理由により葬式の制限を解除し、4四方メートル当たり1人のルールを適用する。 ただし7月中は、音楽祭やナイトクラブ等のウイルス拡散のリスクが高いため、感染率の低下に変わりなければ、8月頃に自粛が解除される見込み。	https://www.nsw.gov.au/media-releases/further-covid-19-restrictions-set-to-ease-from-1-july	6月16日
	7月1日	ニューサウスウェールズ州では、7月1日から、新たな規制緩和が行われ、子供・成人のコミュニティスポーツの再開、映画館・劇場・コンサートホールの営業再開、屋内施設の利用者は4平方メートル当たり1人のスペースを確保すれば上限なしとなり、大規模な施設での文化およびスポーツイベントの利用者は通常の収容人数の最大25%、最大1万人となる。	https://www.nsw.gov.au/news/more-covid-19-restrictions-relax-across-nsw	7月2日
	7月9日	ビクトリア州のメルボルンおよびミッチェルシャイアでは、首席保健衛生官の助言に基づき、7月8日午後11時59分から6週間、再び外出制限が課される。同期間中は、上記地域への出入りも極力避け、レストラン・カフェは店内での飲食禁止、美容室、娯楽施設等は休業、コミュニティスポーツの開催は中止される。	https://www.dhhs.vic.gov.au/updates/coronavirus-covid-19/statement-premier	7月8日
	7月17日	ニューサウスウェールズ州では7月17日午前12時1分から、新型コロナの感染拡大により、州内のバブで予約可能な人数が最大20人から10人となり、店内の利用客は最大300人に制限される。また、ソーシャルディスタンスの確保、清掃、衛生管理を監視する保安官を配置する等の対策が求められ、違反した場合は55,000ドル以下の罰金が科される（違反が継続した場合は1日毎に27,500ドル追加）。	https://www.nsw.gov.au/media-releases/tough-new-covid-19-compliance-measures-for-pubs	7月15日
	7月24日	ニューサウスウェールズ州では、7月24日午前12時1分から感染拡大のための規制が強化され、バブに課せられた感染防止策が、レストラン、バー、カフェおよびクラブに拡大され、予約可能な最大人数が最大10人となるのに加え、安全対策の策定、対策実施事業としての登録等が必要となる。また、葬式や礼拝所の利用人数は最大100人、結婚式や企業のイベントの参加人数は最大150人となり、感染リスクの高い合唱やダンスは禁止される。	https://www.nsw.gov.au/media-releases/covid-19-restrictions-to-be-tightened	7月20日
	7月24日	ニューサウスウェールズ州では、7月24日から、新型コロナに係る新たな規制が行われ、バブに義務付けられていた1グループの予約人数は最大10人、安全対策の実施、24時間以内の利用客に関するデータの提供の規制がレストラン、バー、カフェ、クラブに対象が拡大される。また結婚式や企業のイベントの参加人数は最大150人、葬式や礼拝所の参加人数は最大100人に制限される。	https://www.nsw.gov.au/news/additional-covid-19-restrictions-place-for-nsw	7月27日
	8月1日	ニューサウスウェールズ州では、8月1日から、ジムおよびフィットネスクラブでの新たな新型コロナ感染防止策として、安全計画の登録・実施、および衛生管理担当者の常時の配置が義務付けられる。これらの規則に違反した事業者は、罰金の支払いまたは店舗の閉鎖が命じられる場合がある。	https://www.nsw.gov.au/news/new-covid-19-compliance-rules-for-nsw-gyms	7月30日
	9月24日	ニューサウスウェールズ州政府は、シドニー市と共同で夏季のビジネスチャンスを高めるため、小売業者、カフェ、バー、およびレストランの支援を行う。 この新たなイニシアチブでは、以下の事柄が実施される。 ・戸外でのより柔軟な食事・座席配置の許可 ・シドニー中心業務地区（CBD）全域での、屋外のエンターテインメント用ステージの設置 ・文化団体の振興の強化および営業時間の延長 ・小売店の営業時間の延長 ・公共交通機関のサービスの柔軟化	https://www.nsw.gov.au/news/sydney-set-for-a-summer-revival	9月25日
	9月24日	ニューサウスウェールズ州の保健相、および教育相は、同州の感染者が減少していることを考慮して、コミュニティスポーツ、集団での音楽演奏（合奏・合唱）、学校のキャンプ活動、結婚式でのダンスに関する規制を緩和し、部分的な再開を許可すると発表した。またコミュニティの語学学校では、対面での授業が再開され、学校間でのアクティビティも9月26日から感染予防措置を講じれば、実施することが可能となる。	https://www.nsw.gov.au/news/school-sport-and-music-restrictions-relaxed	9月28日
	9月28日	ニューサウスウェールズ州では、9月28日から、州内の劇場、映画館、コンサートホールの観客数を50%、最大1,000人まで増やすことが可能となる。また、企業のイベントおよびファンクションセンターは、最大300人の集客を行うことが可能となる。なおその際は、4四方メートル毎に1人のスペースを確保することが条件となる。	https://www.nsw.gov.au/news/capacity-increase-for-entertainment-venues	9月28日

新型コロナウイルス対応施策一覧:オーストラリア

株式会社三菱総合研究所

項目	適用開始日	内容	URL	閲覧日
	10月1日	ニューサウスウェールズ州政府は、詳細な感染防止対策を策定したとして、10月1日からシドニーの特定の競技場（スタジアム・オーストラリアおよびバンクウェスト・スタジアム）でのスポーツイベントの開催に際し、観客を収容人数の25%から50%（最大4万人）とすることを発表した。同様に十全な感染防止策を提出したシドニー・クリケット・グラウンド（SCG）については、現在NSW州保健省が検討を行っている。	https://www.nsw.gov.au/media-releases/stadiums-and-economy-to-benefit-from-increased-capacity	9月18日
上記に関連する財政支援措置	3月30日	首相がメディア向けの声明を発表。 ○経済的な対策 ・コロナウイルスの影響を受けたために家賃等の支払い義務を果たせない経済的困窮者の事業用・居住用賃借について、今後6ヵ月間にわたる立ち退きの猶予（moratorium on evictions）に合意。	https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100023087.pdf https://www.pm.gov.au/media/national-cabinet-statement	5月18日
	3月30日	首相が経済対策（JobKeeper payment）についてメディア向け声明を発表。 ・1,300億ドル ・雇用の維持、ビジネスの支援を目的としている。 ・600万人の労働者が2週間ごとに1,500ドル（税抜）を3月30日～9月27日まで受領。 ・5月の1週目より対象企業に支給開始。	https://treasury.gov.au/coronavirus https://www.pm.gov.au/media/130-billion-jobkeeper-payment-keep-australians-job	5月18日
	4月6日	オーストラリア政府は4月2日、幼児教育・保育を行う事業者に向けた新たな救済策（Early Childhood Education and Care Relief Package）を発表した。 ・今回の救済策は、3月30日に発表された雇用維持支援（JobKeeper Payment）を補完するもので、幼児教育・保育事業者に対し、4月6日から6月28日の間の週給が支払われる。 ・同期間中の利用者に対する料金の請求はない。また事業者による申請は不要で、支払いは自動的に行われる。	https://www.dese.gov.au/news/covid-19-early-childhood-education-and-care-relief-package-monday-6-april-additional-support	5月15日
	4月24日	ビクトリア州議会は、新型コロナの感染拡大を受け、住民の健康、事業者、雇用の保護に向けた2020年度歳出予算案（The Appropriation (Interim) Bill 2020）を可決した。本法案では、今後2年間で新型コロナ感染の影響から回復させる緊急資金として245億ドルが投入される。	https://www.premier.vic.gov.au/legislation-to-support-jobs-services-and-victorians-passes/	5月11日
	4月26日	ニューサウスウェールズ州政府は、新型コロナ感染拡大の影響を受けている、地方自治体の業務、地域の事業、インフラに対する経済支援として3億9,500万ドルを拠出する。	https://www.nsw.gov.au/news/395m-economic-stimulus-package-to-safeguard-council-jobs-services-and-infrastructure	5月11日
	5月18日	ビクトリア州政府は、新型コロナ感染拡大後の経済回復を促進するため、雇用創出を目的とした建設事業パッケージ（Building Works package）の一環として約5億ドルを投入し、地域社会および公共のハウジングの建設、改築を行う。本事業は今後半年以内に開始され、600人の雇用創出が見込まれている。	https://www.dhhs.vic.gov.au/news/social-housing-boost-to-strengthen-our-economy	5月19日
	5月22日	州政府は、州内のアートおよび文化関連の団体に、新型コロナ感染拡大中や、拡大後も経済に重要な貢献を果たして欲しいとして、救済・活動再開に向けた5,000万ドル規模の支援策（Rescue and Restart package）を実施することを発表した。	https://www.nsw.gov.au/media-releases/50-million-package-for-nsw-arts-and-culture	5月25日
5月29日	連邦および州政府は、約1,310億ドル規模の「2020～25年度国家医療改革合意書（2020-25 National Health Reform Agreement）」を締結し、2020～21年度から公共の医療機関に支援金が給付されることが決定した。本合意に基づき、モリソン政権は今後5年間に亘って、すべての州および準州に対し、新型コロナによる経営悪化から回復するための資金提供を行う。	https://www.pm.gov.au/media/commonwealth-and-states-sign-131-billion-five-year-hospitals-agreement	6月1日	
7月1日	ニューサウスウェールズ州では、新型コロナ感染拡大後に事業を再開する小規模事業者が、7月1日から8月16日まで新たな給付金制度である小規模事業者復興助成金（Small Business Recovery Grant）に申請し、最大3,000ドルの給付を受け、マーケティング・広告費、感染防止対策、新型コロナ禍で安全にワークする方法をスタッフに訓練するために充てることが可能となる。既存の小規模事業者支援金（Small Business Support Fund）は6月末で終了となる。	https://www.nsw.gov.au/news/funding-to-help-small-businesses-reopen-after-covid-19	6月16日	
7月21日	豪首相は7月21日付のメディア向け声明で、2020年3月末に開始した雇用維持（Jobkeeper）プログラムを6ヵ月間延長し、2021年3月28日までとすることを発表。ただし、9月28日から2021年1月3日までの支給額は現行の1,300ドルから1,200ドル（2月の感染拡大前の勤務時間が週20時間未満の場合は750ドル）に、1月4日から3月28日の間はそれぞれ1,000ドルと650ドルに変更となる。本プログラムでは、企業は30～50%、チャリティーは15%の収益が減少した場合に支給の対象となる。	https://www.pm.gov.au/media/press-conference-australian-parliament-house-act-21jul20	7月22日	
個人の活動制限	3月18日	首相がコロナウイルス（COVID-19）の蔓延からオーストラリア社会を保護するための新しい措置と制限を発表。 ・高齢者施設への訪問者の制限 ・オーストラリア人の海外旅行の制限	https://www.pm.gov.au/media/update-coronavirus-measures	5月14日
	3月25日	首相がメディア向けの声明を発表。 ○海外渡航禁止 ・3月25日12時（豪州東部夏時間）から、法令に基づき、豪州人及び永住者について海外渡航禁止（海外居住者等一部例外を除く）措置	https://www.pm.gov.au/media/update-coronavirus-measures-24-March-2020	5月18日
	3月30日	首相がメディア向けの声明を発表。 ○集会の制限 ・屋外・屋内を含め、家族以外との集会は2人に制限（葬儀は10人、結婚式は5人まで）。 ・各州・準州が法律による義務化の有無を決定。 ○外出自粛 下記以外の用事時以外は自宅に在ること。 ・食料や必需品の買い物 ・医療、ヘルスケア ・集会の制限を守った上での運動 ・リモートで出来ない業務や教育 ○70歳以上、持病または併存疾患がある60歳以上、持病または併存疾患を有する50歳以上の先住民オーストラリア人は自己隔離を強く推奨。	https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100023087.pdf https://www.pm.gov.au/media/national-cabinet-statement	5月18日

新型コロナウイルス対応施策一覧:オーストラリア

株式会社三菱総合研究所

項目	適用開始日	内容	URL	閲覧日
	5月12日	ビクトリア州政府は、必要最低限の外出やテレワークの要請を継続する一方で、5月12日から少人数での友人や家族の訪問、公園等の公共施設での運動・レクリエーション、礼拝施設やコミュニティセンターでの集会を再開すると発表した。	https://www.dhhs.vic.gov.au/gradual-easing-restrictions-covid-19	5月12日
	5月18日	ニューサウスウェールズ州政府は、外出規制の緩和後の人の移動による感染拡大防止策（COVIDSafe Transport Plan）として以下の事柄を実施することを発表した。 ・ピーク時（午前10時～午後14時）の利用軽減 ・交通機関の清掃の徹底、手指消毒剤の設置 ・自動車の駐車場の増加 ・サイクリング専用道路の設置や徒歩によるアクセスを可能にし、自転車や徒歩による移動の選択肢を増やす ・他人との間隔を空けるため、電車やバスやフェリーに緑色の丸印をつけ、利用者が安全に立ち降りたりできる位置を標示する。 ・情報提供を強化して、アプリ、ソーシャルメディア、交通機関情報サイトの利用者にリアルタイムで、どのサービスを利用すれば社会的距離が取れるかを知らせる ・フェリー、水上タクシー、水上の自家用車等のサービスの増加	https://www.nsw.gov.au/news/physical-distancing-on-transport-key-to-a-safe-pathway-back-to-work	5月19日
	5月25日	ニューサウスウェールズ州では、規制緩和が開始後に、交通機関の利用者が駅やインターチェンジの間を安全に移動する手助けをするため、交通誘導員、警備員、および保安官を動員し、ソーシャルディスタンスの監視や、利用者による混雑管理等を行う。手始めとして、シドニーの主要なインターチェンジと交通のハブ、そして他のバスセンターに20チームが配置される予定である。	https://www.nsw.gov.au/news/nsw-transport-staff-help-return-to-school	5月27日
	6月1日	ニューサウスウェールズ州では6月1日から、結婚式に最大20人、葬式に最大50人、礼拝場所には50人参加することが可能となる。ただし4四方メートルに1人のスペースを確保しなければならない。	https://www.nsw.gov.au/media-releases/changes-for-worship-weddings-and-funerals	5月29日
	6月1日	ニューサウスウェールズ州政府は、ピーク時の交通機関の利用者数が増加していることから、6月1日からシドニーでバス3,100本、電車を250本増便して、ソーシャルディスタンスを目的とした混雑の緩和を図る。政府は徒歩や自転車や自転車の移動、リモートワークの実施を呼びかけている。	https://www.nsw.gov.au/news/public-transport-services-boosted-for-physical-distancing	6月2日
	6月13日	ニューサウスウェールズ州では、6月13日から、更なる規制緩和により、家庭への訪問人数は最大5人から20人に、戸外で集まる人数は最大10人から20人に増える。衛生管理と消毒の徹底等の感染防止策を取る必要がある。	https://www.nsw.gov.au/media-releases/further-restrictions-to-ease-on-saturday	6月10日
	6月21日	ビクトリア州では、新型コロナの感染率を更に抑えるため、緊急事態宣言を1か月間延長し、7月19日午後11時59分までとすることになった。また在宅勤務の原則も少なくとも7月未まで継続される。同州の警察は500人態勢でスポットチェックを実施しており、新型コロナの感染防止対策を起こっていた場合は、個人で最大1,652ドル企業で最大9,913ドルの罰金が科される。また緊急事態宣言中は、更に裁判にかけられ、個人は最大2万ドル、企業は最大10万ドルの罰金が科される場合がある。	https://www.premier.vic.gov.au/state-of-emergency-extended-to-keep-slowing-the-spread-2/	6月23日
	7月1日	ニューサウスウェールズ州では7月1日から、以下の新型コロナに係る規制緩和が行われる。 ・屋内施設の入場者数は、4四方メートル毎に1人の割合で、上限は設けない（全ての活動は座席制とする）。 ・家庭の招待客は最大20人、戸外での集会は最大20人等の、その他の制限は変更なし。	https://www.nsw.gov.au/media-releases/further-covid-19-restrictions-set-to-ease-from-1-july	6月16日
	7月2日	ニューサウスウェールズ州では7月2日からビクトリア州・メルボルンの感染率の高い地域から同州への移動を基本的に禁止となる。また直近14日以内に該当地域に滞在していた人は、同州へ到着後2週間の隔離が義務付けられる。違反者には半年以下の懲役、11,000ドル以下の罰金の一方向、またはその両方が科せられる。	https://www.nsw.gov.au/news/more-covid-19-restrictions-relax-across-nsw	7月2日
	7月8日	ニューサウスウェールズ州は、7月8日午前12時1分から、ビクトリア州のメルボルンで拡大している新型コロナの感染防止のため、同州との境界を一時的に閉鎖する。現在、NSW州民はメルボルンの一大感染地から戻ってから14日間自己隔離を行うことが義務となっているが、対象地域がビクトリア州全体に拡大される。また違反者に厳しい罰則と罰金が科せられる。	https://www.nsw.gov.au/media-releases/border-closure-to-protect-nsw	7月7日
	7月8日	オーストラリアのニューサウスウェールズ州とビクトリア州の州境が7月8日午前12時1分に閉鎖され、ビクトリア州からNSW州へ移動する場合は入州許可証が必要となる。NSW州へ入れるのは、州境にあるコミュニティの住人、帰宅目的のNSW州の住人、通学・通学・通院目的、出稼ぎ労働者等に限られる。またメルボルンからNSW州へ移動する際は、NWS州に到着後14日間の自己隔離が義務付けられる。	https://www.dhhs.vic.gov.au/updates/coronavirus-covid-19/victoria-and-new-south-wales-border-restrictions	7月8日
	7月8日	ニューサウスウェールズ州とビクトリア州の州境が7月8日から閉鎖され、ビクトリア州から帰宅したNSW州の住民には14日間の自己隔離が義務づけられるが、もし違反した場合は、6か月以下懲役、11,000ドル以下の罰金の一方向またはその両方が課せられる。また、NSW州への入州に必要な許可証を申請する際に虚偽の情報を提出した場合はその場で4,000ドルの罰金を支払わなければならない。	https://www.nsw.gov.au/news/nsw-and-victorian-border-closures	7月10日
	7月9日	ビクトリア州のメルボルンおよびミッチェルシャイアでは、首席保健衛生官の助言に基づき、7月8日午後11時59分から6週間、再び外出制限が課される。同期間中は、食料品および生活必需品の買い物、世話・介護、運動、仕事・勉強（リモートで行えない場合）以外の不要な外出を控える必要がある。	https://www.dhhs.vic.gov.au/updates/coronavirus-covid-19/statement-premier	7月8日
	7月21日	ニューサウスウェールズ州政府は、ビクトリア州での感染拡大のため、7月21日の深夜から、ビクトリア州とNSW州の州境を流れるマレー川沿いの警備を強化し、ビクトリア州からNSW州への入州許可の条件を厳格化する。またビクトリア州へ入る際は許可証を携帯し、ビクトリア州からNSW州へ戻った後は14日間の自己隔離を行うことが義務となる。	https://www.nsw.gov.au/news/restrictions-tightened-for-entry-to-nsw-from-victoria	7月20日
	7月30日	保健省は、ビクトリア州で8月2日から義務化されるマスク着用について、ニューサウスウェールズ州の住民も十分な距離が確保できない場合はマスクを着用すべきだとアドバイスした。またそれ以外にも、体調が悪い場合は外出を自粛する、大人数での集会や混雑した屋内スペースを避ける、手洗い・うがいを心掛ける等が必要だと改めて注意している。	https://www.health.gov.au/news/should-i-wear-a-face-mask-in-public-0	7月31日

新型コロナウイルス対応施策一覧:オーストラリア

株式会社三菱総合研究所

項目	適用開始日	内容	URL	閲覧日
	8月3日	ビクトリア州首相は、首席保健衛生官の助言に基づき、8月2日午後11時59分から同州全域で時間および場所を問わずマスクの着用を義務化することを発表した。また地域コミュニティでの感染拡大により、7月30日午後11時59分から、コック・オトウェイ、グレーター・シロン、サーフ・コースト、モラポール、ゴールド・フレイズおよびポロー・オブ・クインクリフの地方自治体の区域で、他の家庭の訪問および訪問者の受け入れを禁止する。	https://www.dhhs.vic.gov.au/updates/coronavirus-covid-19/statement-premier-30-july-2020	7月30日
	9月1日	ニューサウスウェールズ州政府は、ビクトリア州で感染リスクが減少したことを考慮し、9月4日午前12時1分に同州およびビクトリア州の境界からそれぞれ50キロ内の住人による移動の規制を解除することを発表した。ただし移動する理由を、必要な商品またはサービスの購入、介護等の世話、通勤または通学に限り、それ以外の行き来を控えるよう要請している。	https://www.nsw.gov.au/media-releases/increased-mobility-on-nsw-vic-border	9月2日
	9月11日	ビクトリア州政府は9月11日、新型コロナ対策に関する「新型コロナウイルスの家庭安全計画（Coronavirus (COVID-19) Home Safety Plan）」を刊行した。本プランでは、家の清掃や新型コロナの症状の有無の確認、感染した場合の対応の準備、更には訪問場所および接触者の記録保持やフェイスカバーの着用など、家族が家の中や外出中で行うべき対策を記載している。	https://www.dhhs.vic.gov.au/updates/coronavirus-covid-19/coronavirus-covid-19-home-safety-plan	9月14日
	9月17日	ニューサウスウェールズ州政府は、ビクトリア州での規制緩和に伴い、9月17日から同州およびビクトリア州間の移動規制を緩めることを発表した。今後、ビクトリア州の住民は、州内で命じられた外出自粛命令（stay-at-home order）を、NSW州内で従う必要がなくなる。またビクトリア州民に課せられていた、NSW州への移動目的に対する制限が解除される。	https://www.nsw.gov.au/news/border-restrictions-ease-between-nsw-and-victoria	9月18日
	9月21日	ニューサウスウェールズ州政府は9月21日、新型コロナ感染拡大する中安全に夏を過ごすための夏期の安全計画（COVID Safe Summer Plan）の概要を発表した。本計画では、現在の公衆の健康に関する命令、ルールおよび規則を支援する以下の5項目が柱となっている。 1) 10月初旬から、緑地および利用者の多い公共スペースに、安全な距離を確保するための目印をつける 2) 全てのビーチ利用者に、同世帯以外の人との距離を、ビーチタオルの長さ分（1.5メートル）開けることを呼びかける 3) 緑地および公共スペースでの安全なイベントの夏期プログラムの実施 4) 地域の事業者に対する戸外での食事提供の促進 5) 新たな地域キャンペーンで地方自治体と連携し、コミュニティに代替の娯楽用公共スペースを提供する	https://www.nsw.gov.au/media-releases/launch-of-covid-safe-summer-plan	9月23日
	9月24日	ニューサウスウェールズ州の保健相、および教育相は、同州の感染者が減少していることを考慮して、コミュニティスポーツ、集団での音楽演奏（合奏・合唱）、学校のキャンプ活動、結婚式でのダンスに関する規制を緩和し、部分的な再開を許可すると発表した。またコミュニティの語学学校では、対面での授業が再開され、学校間でのアクティビティも9月26日から感染予防措置を講じれば、実施することが可能となる。	https://www.nsw.gov.au/news/school-sport-and-music-restrictions-relaxed	9月25日
上記に関連する財政支援措置	3月23日	ビクトリア州の人々への必要な緊急救援パッケージ。 ・新型コロナウイルスにより食物や必需品の不足している人への緊急救援パッケージサポート。対象となる各世帯には、2週間分の必需品を支給。 ・パッケージは宅配便で配達され、必要に応じてアイテムの追加も可能。 ・緊急救援プログラムは、赤十字がフードバンクビクトリアと協力し、国家救済コーディネーターの指示の下で調整。3月23日から開始、ビクトリアの専用コロナウイルスホットラインに電話することでアクセス。ホットラインは、必要に応じて他のサポートサービスも紹介。	https://www.premier.vic.gov.au/emergency-relief-packages-for-victorians-who-need-it-most/	5月18日
	4月17日	ビクトリア州政府は、新型コロナ感染拡大による学生数の減少が懸念されるなか、学生のスキルアップ向上を目的とした職業専門訓練学校（TAFE）および訓練システムの支援のため、総額2億6,080万ドルを拠出することを発表した。	https://www.premier.vic.gov.au/skilling-up-victorians-to-get-through-the-coronavirus-crisis/	5月12日
	4月23日	ビクトリア州政府は、経済的に困窮している世帯への支援策の一環として、里親および親族の子供1人当たり600ドルを支給すると発表した。児童保護者は、支援金を更に7,750万ドル増やし、今後2年間に亘って児童を支援するスタッフ、資源、サービスの拡充を図ると発表している。	https://www.premier.vic.gov.au/more-support-to-keep-families-and-children-safe/	5月12日
	4月29日	ニューサウスウェールズ州政府は、新型コロナ感染拡大防止策として、州内の交通機関、学校、職業訓練専門学校（TAFE）の公共施設の清掃、消毒作業を行う業者への費用として2億5,000万ドルを拠出する。	https://www.nsw.gov.au/news/250-million-cleaning-stimulus-package-to-help-stop-spread-of-covid-19	5月11日
	5月18日	ニューサウスウェールズ州政府は、社会的弱者の保護と多数の海外留学生を受け入れてきた実績を維持するための2,000万ドル規模の支援策の一環として、新型コロナ感染拡大により苦境に陥っている海外の学生の宿泊施設やホームステイ先に資金を提供する。	https://www.nsw.gov.au/news/nsw-government-supporting-international-students-through-covid-19	5月19日
	5月26日	ニューサウスウェールズ州政府は、新型コロナ感染拡大中に家庭内暴力を受けた女性や子供の被害者を支援するため1,280万ポンドを拠出し、第一線の専門家によるサポート、暴力を受けた家からの避難、家庭内の安全確保、加害者の責任追及、家庭内暴力に関する認識向上等に取り組む。	https://www.nsw.gov.au/news/funding-boost-to-support-domestic-violence-during-covid-19	5月27日
	7月23日	ビクトリア州政府は、経済的理由により仕事のために自己隔離が出来ない場合があることから、労働者への支援金の支給を延長することを決定した。この支援策では、自己隔離中に働かず、有給の病気休暇等を取ることが出来ない人々に対し、1,500ドルの支給を一度限り行う。同政府はまた、PCR検査を受けた人に、自己隔離等の感染防止の措置を行うための支援として、300ドルを支給するプログラムも延長する。	https://www.dhhs.vic.gov.au/updates/coronavirus-covid-19/supporting-victorian-workers-get-tested-and-stay-home	7月24日
	8月18日	豪政府は、英アストラゼネカ社とオックスフォード大学が開発中の新型コロナ用ワクチンの供給を受けることで合意したと発表した。ワクチン完成後は、オーストラリアの国民2,500万人が無料でワクチンを接種することが可能となる見込み。政府はまた、他の企業ともワクチン供給に関する話し合いを継続し、自国でのワクチン研究の支援を行う意向である。オーストラリアは、国内外の新型コロナのワクチン研究、治療、医薬品に対し3億3300万ドルを拠出し、資金面でも大きく貢献しており（その内ワクチンは2億5600万ドル）、またグリーンズランド大学によるワクチン研究・製造には500万ドルを充てている。	https://www.pm.gov.au/media/new-deal-secures-potential-covid-19-vaccine-every-australian	8月19日

新型コロナウイルス対応施策一覧:オーストラリア

株式会社三菱総合研究所

項目	適用開始日	内容	URL	閲覧日
	9月16日	豪政府は、ウェスタン・オーストラリア州政府との合意により、ビクトリア州およびタスマニアで実施している休業支援金（Pandemic Leave Disaster Payment）の対象にウエスタン・オーストラリア州を含める決定を下した。本支援策では、新型コロナ感染防止のため、自己隔離、自宅待機、あるいは感染者の世話を理由に就業できず、支払いを受けられない親、または16歳以下の子どもを保護者、陽性者、陽性者との接触者である労働者に対し、支援金の支給を行う。	https://www.pm.gov.au/media/pandemic-leave-disaster-payment-western-australia	9月17日
	9月17日	ニューサウスウェールズ州政府は連邦政府と共同で、休業しても休業手当を受けられない労働者に休業支援金（Pandemic Leave Disaster Payment）を支給することを発表した。本策では、一時的な労働ビザの取得者を含む休業手当の非対象者に対し、NSW州保健省から命じられた14日間の自己隔離または自宅待機の期間、または新型コロナの感染者の介護をしている間、一回に限り1,500ドルが与えられる。	https://www.nsw.gov.au/media-releases/nsw-partners-commonwealth-to-support-workers-on-pandemic-leave	9月23日
	9月25日	ニューサウスウェールズ州では、経済的に困窮している住居の賃借人に対する支援策が、6カ月延長される。本支援策の有効期間中には、賃料の未払いを理由とした退去の強制が禁止となり、家主が退去命令を下す場合は最低90日間前になさなければならない。	https://www.nsw.gov.au/news/additional-support-for-tenants-and-landlords	9月28日

《医療提供体制》

項目	適用開始日	内容	URL	閲覧日
隔離施設・体制の準備	3月13日	高齢者施設における新型コロナウイルスのアウトブレイクに関するガイドライン（Coronavirus (COVID-19) guidelines for outbreaks in residential care facilities）を公表。 ・高齢者施設におけるアウトブレイクの管理に関する国のガイドライン	https://www.health.gov.au/sites/default/files/documents/2020/06/coronavirus-covid-19-guidelines-for-outbreaks-in-residential-care-facilities.pdf	5月18日
医療物資の供給体制	3月25日	首相がメディア向けの声明を発表。 ○感染対策に重要な製品（マスク、手指消毒薬、医薬品）の値上げ、大量の海外輸出の阻止を行う予定（予告のみで具体的な措置については記載なし）	https://www.pm.gov.au/media/update-coronavirus-measures-24-March-2020	5月11日
	4月21日	豪政府は、新型コロナ治療のための個人防護具や人工呼吸器は、ソーシャルディスタンスや海外渡航の制限を維持すれば、2020年12月までの需要を十分に賅える量があるとしている。	https://www.pm.gov.au/media/update-coronavirus-measures-24-March-2020	5月12日
	5月4日	ニューサウスウェールズ州政府は、新型コロナの治療に携わる医療従事者等のため、約100万ドル分の個人防護具（マスク、手袋、フェイスシールド、手術用ガウン）を確保した。	https://www.nsw.gov.au/news/almost-1-billion-of-ppe-secured-for-covid-19-battle	5月8日
	5月15日	ニューサウスウェールズ州政府は、1,700万ドルを投入して実施している新型コロナ対応措置の一環として、最新の89台の救急車を新たに導入した。またこれまで救急治療でのみ使用されていた、救命用の改良型除細動器等の医療用品も追加で購入する。	https://www.nsw.gov.au/news/new-fleet-for-nsw-ambulance-frontline	5月15日
	7月24日	ビクトリア州保健福祉省は、州内の重篤化のリスクの高い人々、先住民のオーストラリア人、接客業務をしている人々、そして医療従事者らに210万個の再利用可能なマスクを配布する。無料配布の対象でない場合は、有料で購入することが可能である。	https://www.dhhs.vic.gov.au/reusable-face-masks-covid-19	7月27日
病床の拡充	-	-	-	
緊急性の低い診療等の抑制	3月25日	豪政府は、豪州国家保健保護委員会（AHPPC）の提言により、3月25日午後11時59分から、緊急性のない待機手術を一時中止することを発表した。追加の通告がない限り、カテゴリ1、およびカテゴリ2の一部の手術のみ例外として認められる。 ・カテゴリ1：30日以内に治療が必要な場合。救急処置の必要な状態に急速に悪化する可能性がある場合。 ・カテゴリ2：90日以内に治療が必要な場合。痛み、機能不全または身体障害を伴う場合。急な病状の悪化や救急処置の必要性が生じないであろう場合。 ・カテゴリ3：来年（2021年）のある時点で治療が必要な場合。痛み、機能不全または身体障害を伴う場合。病状の急変しないであろう場合。	https://www.pm.gov.au/media/update-coronavirus-measures-210420	5月25日
	6月16日	ニューサウスウェールズ州政府は、新型コロナ感染拡大により遅れていた待機手術の実施に向け、3億8,800万ドルの資金を拠出した。この資金により公共の患者が民間の病院で治療を受け、同時に公共病院の手術のキャパシティを上げることが可能となる。通常、NSW州の公立病院では年間およそ23万5,000件の待機手術が行われるが、公共および民間セクターで2020年6月末までに75%の手術が行われる見込み。	https://www.nsw.gov.au/news/388-million-funding-for-elective-surgeries	6月17日
医療スタッフの拡充	3月11日	首相はCOVID-19に対する措置（health package）を発表。 health packageは全体で24億ドル。 Primary care, Aged care, Hospitals, Research, National Support for Ongoing Response, Communicationに対する措置が含まれている。 特に高齢者介護セクターへの下記をはじめとした対策のために1億120万ドルを含む。 ・介護福祉士の感染管理に関する教育と訓練を行い、施設と在宅での看護師、介護福祉士の増員を可能に。 ・緊急の対応が必要な施設への高齢者介護スタッフの増員。 ・Aged Care Quality and Safety Commissionへの追加資金。	https://www.pm.gov.au/media/24-billion-health-plan-fight-covid-19	5月18日
	4月10日	医療従事者、病院関係者の負担軽減ため公立病院の駐車場を無料で利用できる措置を州全域で発効。	https://www.nsw.gov.au/news/free-parking-for-healthcare-workers-amid-covid-19-crisis	5月18日
	5月1日	スコット・モリソン豪首相は、老人介護施設のスタッフの安全確保・ケアに向けた支援金として、新たに2億500万ドルを拠出することを発表した。老人介護分野における連邦政府への支援金は総額8億5,000ドルとなった。	https://www.pm.gov.au/media/new-covid-19-payment-keep-senior-australians-residential-aged-care-safe	5月8日
重傷者向けトリアージ	-	-	-	
病床の拡充（野戦病院等の緊急措置）	-	-	-	

出所：当該国の中央省庁等の事務連絡・プレスリリース等を基に三菱総合研究所作成、各内容の出所はURL参照